



窪田弘子 議員

住民参加の町づくりとは？

町長は当選直後、「町民にまちづくりに参加してもらう事」が課題だと申されているが、どう取り組まれるのか。

町長

地域の人と一緒に何かやっ
て行きたいという新住民の方
などへの、情報提供が少な
かったかと反省している。国
の「農地・水・環境保全向上
対策」や各地のお祭りは住民
参加のいい例だ。今年作る自
治基本条例の審議会には公募
の委員も入ってもらおう。

民間では成果の上がっている
アイデア競争を、役場で
もしてもらって、職員の間づ
くりへの参加・事務の改善を、
見える形でやったらどうか。
職員のやる気も出るし、町民
の信頼感も増す。

町長

職員は日々改善に取り組む、
それは私も評価している。い
いものであれば公表したり、
表彰したり、何らかの昇給手
当も必要だと思っている。

観光地をめざし景観条例を

池田山ふれあい街道から温
泉付近を対象に、景観条例を作
りたい。看板が乱立しない
ように。あの絶景がさえぎら
れるような、高い物は建てない
ように。さらには景観に寄与
するような木造の家の新築に
は、褒美を出したらどうか。

町長

ふれあい街道から上は国・
県の公園で規制がかかる。県
内でも11市1村に景観条例が
あり、当町も検討が必要だ。

ふれあい街道ぞいの耕作放
棄地は町が仲立ちして売るな
り貸すなりして広葉樹などを
植えたら、コストをかけずにい
い風景ができるのではないか。

町長

土地を有効に利用していた
だけの方に使ってもらおうよう
粘り強く取り組む。

地籍調査、 今後の見通しは

土地の境界や所有者を確定
する地籍調査ができれば、
土地の売買や災害時など大助
かりだ。費用は国が9割、
県・町が各5%でできるが、
池田町も事業を始めて10年、
現状と予定は。

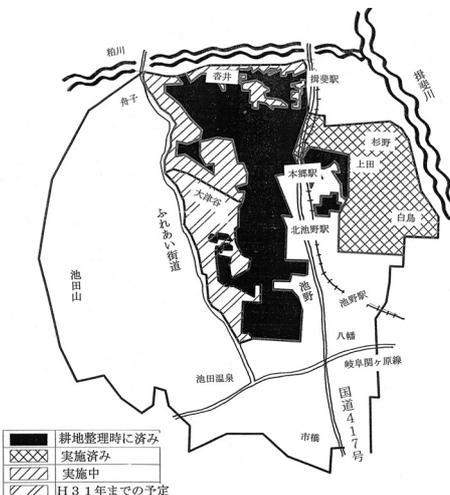
町長

池田町の農地以外の平地を
毎年0.3km²位実施中。終わるま
でにまだ30年かかる。宮地・
西地区に平成31年までかかる。
メリットの多い事業なので何
とか早くやりたい。



景観条例を定め、看板規制などしていい風景に。

池田町地積調査実施状況



池田山を含め白地の所はまだこれから。
30年かかる。